

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 8月11日
照会部署名 加治木年金事務所適用調査課
照会担当者 課長 馬場 秀一
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 石原

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—055	本部受付番号 No. 2010—841
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

受付番号No. 2010—381の回答について

(内容)

回答で、「資格取得時の報酬訂正を行うのは、固定的賃金の算入もれや計算誤りがあった場合のみと考え、資格取得時に見込んでいたほどの残業手当が、実際に支払われた残業手当と著しい差異が生じたとしても、資格取得時の報酬訂正は行わない」とありますが、この取り扱いは、総合調査においても適用されるのでしょうか。

具体的なケースとして、ねんきん定期便で相談のあった被保険者の事業所を調査し、賃金台帳で取得後3ヶ月の総支給額の平均が24万円前後であることを確認。その内訳は、基本給17万円+通勤手当（固定的賃金）1万円+残業代6万円。19万円で報酬決定されているが、他の従業員は基本給17万円+残業代2万円前後であり、相談者の残業代のみが多額であること。そのため、固定的賃金の算入もれとして19万円から20万円への報酬訂正は可能だとしても、24万円への報酬訂正が行えないとすれば、被保険者としては、第三者委員会への申し立てができるでしょうか。

※厚生年金保険法第24条（報酬月額の算定の特例）には、「被保険者の報酬月額が、第21条第1項、第22条第1項若しくは前条第1項の規定によって算定することが困難であるとき、又は第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項若しくは前条第1項の規定によって算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。」とあります。健康保険法第44条にも同様の規定あり。

（ブロック本部回答）

「2010-381」での本部の回答は全てに適用されるものであり、当然総合調査においても適用されるものです。

「具体的ケース」に係る質問につきましては「19万円から20万円」への報酬訂正を行うことにより、決定後60日未経過であれば同行政処分に対する被保険者からの審査請求が可能となると思われます。なお、期間経過により審査請求が行えない場合を含め、第三者委員会への申し立ては可能と考えますが、事務の取扱及び事業主の届出が事実に反したものではないこと等を被保険者本人に対し十分に説明することが必要です。

回答日 平成22年 8月11日

回答部署名 九州ブロック本部適用・徴収支援部厚年適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の資格を取得した際の標準報酬月額の決定については、健康保険法第42条及び厚生年金保険法第22条により規定されており、資格取得時の標準報酬月額の決定がこれらの条文に基づいて適正になされたものであれば、結果として残業手当が多額であったとしても資格取得時の報酬の訂正は行わない。(疑義照会2010-381)

この取り扱いは事業所調査に際して判明した場合でも同様である。

また、第三者委員会への申し立てに関しては、申し立て自体を不可とするものではないが、資格取得時の標準報酬月額の決定は法律に基づき決定されたものであることについては留意されたい。

回答部署名	回答日	平成22年10月27日
	厚生年金保険部適用企画指導グループ	
回答作成者	(役職名)	柿崎 光政
連絡先		
メールアドレス		

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----